

## 重度障害者医療費助成制度をめぐる 大阪障害フォーラム（ODF）の大阪府への要望事項

重度障害者医療費助成制度は、障害者のいのちと暮らしを支える大切な制度です。大阪府は2017年2月議会において、患者負担上限の大幅引き上げなどの制度改定を強行しようとしています。障害者の暮らしを根底から脅かすものでありとうてい容認することはできません。私たちODFは以下の3点を実現するよう大阪府に強く求めます。

1. 医療費の自己負担額を現行の2～3倍に増額する案は、障害者の生活を直撃し受診の権利を奪う問題であることから到底認められません。制度維持に必要な財源を確保したうえで、これまでの制度を後退させることなくその拡充・発展を図ってください。

1 医療機関ひと月1000円、他機関にまたがる場合は2500円の月負担上限額を4500円程度に引き上げると報じられています。また、院外調剤についても新たにこの制度の対象に加えて1回500円の自己負担を課す予定です。また、65歳以上の老人医療費助成制度は廃止となります。月当たりの患者負担は大幅にふくらみ、必要な医療を受けることが困難になってしまいます。

2. 精神障害者・難病患者にその対象を拡大することは当然のことであり、両障害が障害者基本法等で障害者に位置付けられてもなお制度から排除されてきたことにこそ問題があります。精神障害者・難病患者を対象に加える改善措置を早急に講じてください。

精神障害者は1993年に、難病患者は2004年に、障害者基本法に定める障害者に位置づけられました。しかし種々の障害福祉施策からは依然として排除されており、大阪府重度障害者医療費助成制度においても今日まで改善は行われませんでした。すでに他県では精神障害者は20道県で同様の制度の対象となっており、大阪府においても精神障害・難病患者を対象を広げる改善は直ちに行うべきです。

3. 今回の見直し当事者を抜きにして検討されてきたことは大きな問題です。この制度の今後の在り方も含め、障害当事者や専門家等の意見をしっかりとくみ上げるための審議機関を組織して、十分審議を尽くした上で慎重に政策決定を行ってください。

制度の見直しに際しては、この制度がどのように使われ、どのように一人ひとりの暮らしを支えているのかについて、当事者からの意見聴取も含め、慎重に検討・検証されるべきです。そうした手続きを一切行わず、行政の財政事情を唯一の動機として、制度を一方的に後退させることは住民自治を掘り崩す行為といっても過言ではありません。